

# 生活支援員・市民後見人

の養成研修を開催します。(受講料無料)

認知症、知的・精神障がい等により自分で判断することが不安な方の財産や権利等を守る活動に参加してみませんか。(笛吹市委託事業)



日程： 令和4年7月7日(木)・7月14日(木)

7月21日(木)・7月28日(木) 計：4日間

時間：9:30～16:00頃

受付：9:30～(初日のみ9:15～)

## ★ 内容 ★

認知症、知的・精神障がい者などにより、自分で判断をするのが難しい方の支援である「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の理解を深め、「生活支援員」「市民後見人」として活動していただける方を養成します。講座修了者は、現場研修やフォローアップ研修、後見センターにてサポートいたします。

■ 会場 八代福祉センター

■ 定員 20名(先着)

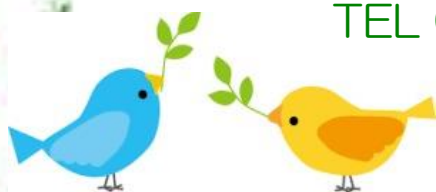
■ 対象者 生活支援員・市民後見人の活動に関心があり、将来活動可能な方。

■ 締め切り 令和4年7月1日(金)

■ 申込み・問い合わせ 締切日までに電話またはFAXでお申し込み下さい。

笛吹市社会福祉協議会 後見センターふえふき

TEL 055-265-5182 FAX 055-265-5183



# 令和4年度 生活支援員・市民後見人養成研修プログラム

1日目：令和4年7月7日（木） \*受付（初日のみ） 9：15～

	時間	講座のテーマ
午前	9：30～12：00	市民後見人のすすめ 笛吹市の成年後見制度の取り組み
午後	13：50～15：40	成年後見の実務 対人援助の基礎

2日目：令和4年7月14日（木） \*受付 9：30～

	時間	講座のテーマ
午前	9：40～11：40	対象者の理解（知的障がい者・精神障がい者）
午後	12：40～15：40	対象者の理解（認知症高齢者） 公的年金 税務

3日目：令和4年7月21日（木） \*受付 9：30～

	時間	講座のテーマ
午前	9：40～12：00	消費者契約法 国民健康保険と後期高齢者医療制度 生活保護制度
午後	13：00～15：50	介護保険制度 高齢者施策 後見制度と民法

4日目：令和4年7月28日（木） \*受付 9：30～

	時間	講座のテーマ
午前	9：40～11：50	意思決定支援と後見人に必要な視点 家庭裁判所の役割
午後	13：00～16：10	障害者施策と障害者虐待防止法 市民後見概論と市民後見人活動 日常生活自立支援事業と市民生活支援員活動 修了証授与

講座のテーマ及び時間割りは、変更になる場合がございますので、予めご了承願います。

問い合わせ先

笛吹市社会福祉協議会 後見センターふえふき

TEL 055-265-5182 FAX 055-265-5183

担当 長田・寄特